

平成30年度地域包括支援センター
事務調査結果について

平成30年度 地域包括支援センター事務調査結果について

1. 事務調査の目的

芦屋市地域包括支援センターの適正な事業の運営確保・委託業務の評価を目的とするもの。

2. 事務調査実施の根拠

芦屋市地域包括支援センター業務委託契約書第5条及び業務委託仕様書21条に基づき、事務調査を実施するもの。

3. 事務調査概要

〔実施日等〕

対象支援センター名	実施日時
精道地域包括支援センター	平成31年2月 7日 (木) 13:30~16:30
西山手地域包括支援センター	2月 8日 (金) 14:00~17:00
東山手地域包括支援センター	2月13日 (水) 13:30~16:30
潮見地域包括支援センター	2月15日 (金) 14:00~17:00

〔確認書類〕

- (1) 地域包括支援センター職員配置表, 事務分担表, 出勤簿
- (2) 運営規程, 重要事項説明書, 利用者との契約書, 居宅介護支援事業所との契約書
- (3) 職員履歴書 (平成30年度から従事している職員のみ)
- (4) 職員の研修受講記録
- (5) 秘密保持対応, 緊急時の連絡体制
- (6) 苦情処理対応 (体制・マニュアル・記録等)
- (7) 歳入歳出執行状況が把握できる書類
- (8) ケアマネジャー, 3職種1人当たりケアプラン数が分かるもの
- (9) サービスの手配先事業所がわかる書類
- (10) 要支援者等が要介護認定を受けた場合のケアプラン引継ぎ先がわかる書類
- (11) ケアプランの委託先 (居宅介護支援事業所) がわかる書類

〔確認事項〕

- (1) 管理者, センター長, S V, 予算決算担当より
 - ①人員体制について
 - ・平成30年度職員の欠員の有無に関する事
 - ・平成31年度職員の体制及びに関する事
 - ②ケアプランについて
 - ・ケアマネジメントA, Bについて3職種と予防プランナーの分担に関する事
 - ・予防プランナーのプラン作成合計件数に関する事
 - ・3職種の総合事業プラン作成合計件数に関する事

- ・プラン作成の委託の公平性に関すること
- ③認知症相談センターについて
 - ・平成30年度認知症相談センターの活動に係る課題に関すること
 - ・平成31年度に向けた活動に関すること
- ④歳入・歳出執行状況について
- ⑤その他について
 - ・地域の特性，センターの特徴等に関すること
 - ・総合事業開始に伴う3職種の業務量の変化に関すること
- (2) 認知症地域支援推進員より
 - ・平成30年度の実施事業，課題に関すること
 - ・平成31年度の実施事業の見込みに関すること
- (3) 介護予防事業担当より
 - ・平成30年度の実施回数，月毎の実施回数，実施期間，実施内容，人員配置見込み，3職種の介護予防事業の関わり及び課題に関すること
 - ・平成31年度の実施回数，月毎の実施回数，実施期間，実施内容，人員配置見込み，3職種の介護予防事業に関すること
- (4) 共通事項
 - ・市に対する要望

4. 実施結果

- ・3職種の連携や認知症地域支援推進員及び介護予防事業担当との情報共有はできている。
- ・地域のネットワーク（本人，家族，サービス事業者及び地域住民等によって構成される人的資源からなる有機体）構築に向けて，社会福祉協議会と連携が必要である。
- ・ケアマネジメントの委託に関して，特定の居宅介護支援事業所への不当な偏り等の特段の問題はなかった。
- ・ケアマネジメントに関して，課題分析から評価までの過程が不十分であるケース，具体的な目標が記載されていないケース並びにサービス提供事業所から計画書の取得ができておらず，確認できないケースが一部の包括で散見された。